

令和元年 6 月 18 日朝日村要綱第 7 号

朝日村ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、危険なブロック塀等の倒壊による通行人の被害を未然に防止し、その安全を確保するため、危険なブロック塀等を撤去する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、朝日村補助金等交付規則（昭和 39 年 3 月 30 日規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、レンガ造、石造その他の組積造の塀等をいう。
- (2) 通学路 朝日村耐震改修促進計画に位置付けられた通学路をいう。
- (3) 通学路沿道 通学路沿道に隣接する敷地との境界をいう。
- (4) 避難地 朝日村地域防災計画に位置付けられた避難所をいう。
- (5) 所有者 ブロック塀等を所有する者いう。
- (6) 施工者 ブロック塀等の撤去を行う施工事業者をいう。
- (7) 撤去 ブロック塀等の点検の結果、危険と判断されたブロック塀等の全部又は一部を撤去する工事をいう（造成工事又は建物解体工事に伴う撤去工事を除く。）。

(補助金の交付対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 通学路沿道もしくは避難地に面したブロック塀等のうちブロック塀等の点検等により補助対象（危険）と判定されたブロック塀等を撤去するもの。
- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認めたもの。

(補助金の交付対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、所有者であつて、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助金交付申請時において補助対象事業に未着手であること。
- (2) 村税等を滞納していないこと。
- (3) 過去にこの要綱による補助を受けていないこと。
- (4) ブロック塀等の土地の所有者又は村長がこれに準ずる者として認めるもの。

(補助対象経費及び補助率等)

第 5 条 補助金の対象経費及び補助率等は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率等
次のいずれか低い方の額	3 分の 2 以内
1 撤去する部分の延長に 1 メートル当たり 80,000 円を乗じて得た額。	ただし、10 万円を限度とする。
2 施工者の見積金額	

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第6条 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)における道路内に設置されたブロック塀等を撤去するときは、基礎まで撤去すること。
- (2) ブロック塀等を一部撤去し残置するときは、残置部分を建築基準法に適合させること。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、朝日村ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 対象となるブロック塀等が所在する土地の案内図
- (2) 配置図(通学路沿道等に面しているブロック塀等の位置関係を示すもの)
- (3) ブロック塀等の現況写真(ブロック塀等の高さ及び延長を示すもの)
- (4) 施工者の見積書
- (5) 村税等の滞納がない証明書
- (6) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定による申請があった場合は、申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、朝日村ブロック塀等撤去事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の通知を受けた後、申請内容の変更又は補助事業を中止もしくは廃止しようとするときは、あらかじめ朝日村ブロック塀等撤去事業変更(中止)承認申請書(様式第2号)を村長に提出し、承認を受けなければならない。

2 村長は交付決定者から前項に規定する朝日村ブロック塀等撤去事業変更(中止)承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、朝日村ブロック塀等撤去事業変更(中止)承認通知書により交付決定者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、朝日村ブロック塀等撤去事業実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 施工者と締結した契約書の写し
- (2) 施工者が発行した補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 撤去の施工中及び完了後の写真(残置する場合は、ブロック塀等の高さ及び延長を示すもの)
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 前項の報告書は、補助対象事業の完了日から起算して30日を経過する日又は第7条に規定する交付決定の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

らない。

(補助金額の確定)

第10条 村長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合は、完了検査を行い、適正に事業が行われていると認めるときは、補助金の額を確定し、朝日村ブロック塀等撤去事業補助金確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に朝日村ブロック塀等撤去事業補助金支払請求書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

(書類の整理等)

第12条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等関係書類を整理し、保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年6月18日から施行する。